

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第14号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成25年3月12日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 25 年 3 月 5 日（火）

3. 監査対象の課等

建設経済部産業観光課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

農林、水産及び畜産に係る事務、商工業の振興、観光行事の開催、観光施設の設置・運営及び管理等に関する事務、大磯港に関する事務を行っている。

6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、物品管理については、台帳の整理、物品の保管状況等一部改善すべき点があったので、その措置状況についての報告を別途依頼する。

[意見]

農家の後継者不足や市民農園のあり方など、取り組むべき課題が多々ある農業振興については、限られた予算の中、行政にできることと外部の力を借りて進めていくことの整理をし、他自治体の事例を研究しながら推進されたい。